

三、電車庫備員を六〇〇名に増員せられたし。

(回答) 当局、現状に於ては困難なり。

四、強制退職、転勤、転職を絶対になせざる事を言明せられたし。

(回答) 正当の理由なくして解雇、転勤せしむる事なし。

五、転勤、転職の場合には補充を確定せしむる後に実行せられたし。

(回答) 業務上補充の必要ある場合は充分考慮すべし。

六、昨年十一月の額首者を復職せしめられたし。

(回答) 今回直ちに考慮すること困難なり。

七、単車を撤廃せられたし。

(回答) 単車の撤廃困難なり。

八、早給規程の実行を改革せられたし。

(回答) 三月以上も早給せられたし。

(回答) 早給は規程の最高額を以て実行せられたし。

(回答) 希望に副い難し。

十六

争議犠牲者復職外五項に關する電車部早稲田支部嘆願書

十四

佐山營業所長宛(四月三十日)

一、昭和五年争議犠牲者を即時復職せしめられたし。

(回答) 所長の権限として答辯の限りに非ず、上司は諸君の意思を傳へし。

二、早給率を調停委員会の紳士協約通りせられたし。

(回答) 早給率の事に關する調停委員会の内容は知悉せし、若

遠及する点は努力すべし。

三、勤怠係を交代せしめられたし。

(回答) 所長に一任せられたし。

四、出庫命令を出勤順にせられたし。

(回答) 希望に添はず、努力中なるが尚注意すべし。

五、標準車を公平にせられたし。

(回答) 意識的に不公平にする事なし、且標準車は技術を要す

るを以て一概に順序通りを為す事は不可能なるも嘆願に添ふ

標留意すべし。

六、一年を通じて特別を三回変更せられたし。

(回答) 三回変更するは不可能なるが今尚研究すべし。

十三

南宮車庫向職員内子と工費研知書